

## 新発田市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県総合計画及び新発田市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う新発田市移住・就業等支援事業において、東京圏から本市に移住し、就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号。第7条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する東京都の特別区をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する法律（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者(次項において「交付対象者」という。)は、交付申請時(以下「申請時」という。)において、別表第1に掲げる移住等の要件の全てに該当する者であつて、移住先において、別表第2に掲げる就業等に関する要件のいずれかに該当するものとする。

2 2人以上の世帯(以下「複数人世帯」という。)に係る移住支援金の交付を申請することができる者は、交付対象者のうち、別表第3に掲げる複数人世帯に関する要件を満たすものとする。

(交付金額)

第4条 移住支援金の額は、単身世帯の場合にあつては60万円、複数人世帯の場合にあつては100万円とし、18歳以下の世帯員(18歳到達後の最初の3月31日までをいう。以下同じ。)を帯同して移住する場合は18歳以下の世帯員1人につき30万円を加算する。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、新発田市移住支援金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請者の本人確認書類(写真付きのものに限る。)の写し
- (2) 移住元の住民票除票の写し(複数人世帯の移住支援金を申請する場合にあつては、世帯員分を含む。)
- (3) 誓約書兼同意書(別記第1号様式の2)
- (4) 就業先法人の就業証明書(別記第2号様式)
- (5) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第7条第2項に規定する離職票をいう。)若しくは退職証明書(労働基準法(昭和22年法律第49号)第22条の規定に基づき交付された証明書をい

う。)若しくは移住元における在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(移住元において、雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合に限る。)

(6) 開業届出済証明書、確定申告書の写し等の移住元における在勤地及び在勤期間を確認できる書類(法人経営者又は個人事業主であつて、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合に限る。)

(7) 卒業証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類(通学期間も移住元の対象期間として含める場合に限る。)

(8) 起業支援金の交付決定通知書の写し(県の実施する起業支援事業を利用し起業した場合に限る。)

(9) 所属先企業等の就業証明書(別記第2号様式の2)又は就業時間の証明書(別記第2号様式の3)(テレワークの場合に限る。)

(10) 関係人口であることを証明する書類及び就業先事業主等の就業証明書(別記第2号様式の4)(関係人口に該当する場合に限る。)

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに新発田市移住支援金交付決定通知書(別記第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、当該交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認めたときは、その旨を交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告書の省略等)

第7条 移住支援金の交付については、規則第12条の規定による補

助事業等実績報告書の提出を省略するものとする。この場合において、前条第1項の規定による交付決定通知をもって、規則第13条の規定による確定通知があったものとみなす。

(移住支援金の交付)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により交付することを決定したときは、速やかに交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、新発田市移住支援金交付決定通知書再交付申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書に再交付である旨を記載し、当該交付決定者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、新発田市移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

2 市長は、交付決定者が正当な理由なく前項の規定による報告及び立入調査の求めを拒んだときは、次条の規定による交付金の返還を請求することができる。

(交付金の返還請求)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該各号の区分に応じ、交付した移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等移住支援金の交付を受けた者においてやむを得ない事情があるものとして市が新潟

県と協議し、認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請等を行っていた場合 全額
- (2) 移住支援金の申請日から起算して3年未満に本市から転出した場合 全額
- (3) 移住支援金の申請日から起算して1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合 全額
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
- (5) テレワークの要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合 半額
- (6) 関係人口の要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合 半額
- (7) 移住支援金の申請日から起算して3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市が新潟県と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施した。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から実施した。ただし、改正後の新発田市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の実施日以後に転入した者について適用し、この要綱の実施日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。ただし、改正後の新発田市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の実施日以後に転入した者について適用し、この要綱の実施日前に転入した者については、なお

従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。ただし、改正後の第4条の規定は、この要綱の実施日以後に転入した者について適用し、この要綱の実施日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。ただし、改正後の第3条の規定は、この要綱の実施日以後に転入した者について適用し、この要綱の実施日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。ただし、改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この要綱の実施日以後に転入した者について適用し、この要綱の実施日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。ただし、改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この要綱の実施日以後に転入した者について適用し、この要綱の実施日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

移住等に関する要件	(1) 移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 本市に住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 イ 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
	(2) 移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。 イ 申請時において転入後1年以内であること。 ウ 移住支援金の交付申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
	(3) その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）その他の反社会的勢力又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

		<p>ウ 申請者（第4条に規定する複数世帯の金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給した者でないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳以下の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以下の世帯員ではなくなり、新潟県知事及び市長が認める場合を除く。</p> <p>エ その他新潟県知事又は市長が移住支援金を交付することが適当でないとした者でないこと。</p>
--	--	--

備考 第1号ア及びイの要件について、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住する者が、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合にあっては、その通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

#### 別表第2（第3条関係）

就業等に関する要件	(1) 就業に関する要件	<p>次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(イ) 就業先が、県実施要領第5の2(1)に規定するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人等（以下「移住支援金対象法人等」という。）であること。</p> <p>(ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務に就いている法人等への就業でないこと。</p> <p>(エ) 移住支援金対象法人等に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(オ) (イ)に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対</p>
-----------	--------------	---

		<p>象として掲載された日以後であること。</p> <p>(カ) 移住支援金対象法人等に、移住支給金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(ウ) 当該就業先において、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。</p>
	<p>(2) テレワークに関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。</p> <p>ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p>

(3) 本事業における関係人口に関する要件	次の【対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。	<p>【対象者の要件】</p> <p>ア 新発田市公式 LINE アカウントへ登録していること。</p> <p>イ しばたサポーターズクラブの会員であること。</p> <p>ウ 新発田市に居住経験のあること。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>ア 農林水産業に就業すること。</p> <p>イ 家業等（就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等）に就業すること。</p>
(4) 起業に関する要件		県実施要領第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

### 別表第3（第3条関係）

複数人世帯に関する要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、住民票の上で交付申請者と同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、住民票の上で交付申請者と同一世帯に属していること。</p> <p>(3) 申請者を含む2人以上の世帯員が令和7年4月1日以降に本市に転入したこと。</p> <p>(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。</p> <p>(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団若しくは暴力団員その他の反社会的勢力又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
-------------	---